

# 大阪府温暖化の防止等に関する条例の改正について

大阪府住宅まちづくり部  
建築指導室 審査指導課



# 大阪府温暖化の防止等に関する条例とは

平成29年4月1日(改正)

※平成29年4月1日施行(1年目施行)

※平成30年4月1日施行(2年目施行)

# 大阪府温暖化の防止等に関する条例(抜粋1)

## ○目的(第1条)

地球温暖化やヒートアイランド現象などを防止し、良好な都市環境の形成を図るため、建築物の環境配慮制度を盛り込んだ「大阪府温暖化の防止等に関する条例」を平成18年4月1日に施行しました。

## ○建築物環境配慮指針の策定(第15条)

知事は、建築主が建築物の環境配慮を適切に実施するための建築物環境配慮指針を定めるものとする。

### 【内容】

- ・エネルギーの使用の抑制に関する事項
- ・資源及び資材の適正な利用に関する事項
- ・敷地外の環境への負荷の低減に関する事項
- ・室内環境の向上に関する事項
- ・建築物の長期間の使用の促進に関する事項
- ・周辺地域の環境の保全に関する事項

# 大阪府温暖化の防止等に関する条例(抜粋2)

## 環境配慮義務(第16条)

知事が、建築物の環境配慮を適切に実施するための指針(建築物環境配慮指針)を定めるものとし、建築主は、建築物環境配慮指針に基づいて、建築物の環境配慮に努めなければなりません。また、建築主は、特定建築物の新築等に当たって、建築物環境配慮指針に基づき、**建築物の環境配慮のために講じようとする措置を評価**しなければならない。

## 建築物環境計画書の届出(第17条)

延べ面積2,000㎡以上の新築または増改築を行う建築物が対象であり、工事着手の21日前までに届出が必要となります。

### 【届出内容】

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・特定建築物の名称及び所在地
- ・特定建築物の概要
- ・建築物の環境配慮のために講じようとする措置及び評価結果

※建築物の環境配慮措置の措置及び評価については「大阪府建築物環境配慮評価システム」で行っています。

# 建築物の環境配慮の措置及び評価

## 大阪府建築物環境配慮評価システム

### 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)

建築物の総合的な環境性能を評価

$$\text{建築物の環境効率} = \frac{\text{環境品質(Q)}}{\text{環境負荷(L)}} \\ (\text{BEE値})$$

### 大阪府の重点評価シート

CO<sub>2</sub>削減

省エネルギー対策

みどり・ヒートアイランド対策

※CASBEEの評価値を利用

(注:現在の評価システム)

# 大阪府温暖化の防止等に関する条例(抜粋3)

## 建築物環境性能表示(第21条、第23条、第24条)

販売又は賃貸等で広告する場合にあっては、特定建築主等に対して、建築物環境性能表示を義務化しています。なお、表示内容が変更となった場合にも再度、届出が必要となります。(販売又は賃貸等の広告後、15日以内に表示の届出が必要です。)



(広告物への原寸表示)縦37mm×横60mm以上  
建築物環境性能表示(表示ラベル)※上記は、平成28年度版



# 条例の改正について

## 条例の改正について

○H29年4月の1年目施行と、H30年4月の2年目施行に分かれている。

### H29年4月施行・1年目施行分の主な内容

- 建築主等、特定建築主等の定義を追加。
- 建築物環境配慮制度の届出について、適用除外の規定を追加。  
(国宝や重要文化財、仮設建築物など)
- 氏名、建物名称の変更について、規定を追加。
- 広告の建築物環境性能表示制度の表示義務(工事完了後3年間)
- 様式の変更。



# 改正内容(H29.4.1施行・1年目施行)

用途	床面積の合計	建築物の環境配慮義務の省エネルギー基準適合		建築物環境性能表示	
		外皮(断熱・遮熱) (注4)	エネルギー消費量 (設備)(注5)	広告	工事現場
非住宅	10,000m <sup>2</sup> 以上	条例により義務化 (平成27年度～) (注2)(注3)	法により義務化 (平成29年度～)	(注1) (注2)	条例により義務化 (平成24年度～)
	2,000m <sup>2</sup> 以上				
住宅	10,000m <sup>2</sup> 以上				
	2,000m <sup>2</sup> 以上	<b>大きな変更は無し</b>			

- (注1) 特定増改築に該当する場合、建築物省エネ法の適合義務が除外されるため、10,000m<sup>2</sup>以上の場合には、条例で適合義務。
- (注2) ●内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く  
●居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして規則で定める用途に供する建築物又は建築物の部分については、適用しない
- (注3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号に規定する工場等の用途に供する建築物の部分を除く
- (注4) 建築物省エネルギー法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合するよう、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置
- (注5) 建築物省エネルギー法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう、建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

# 改正内容(H30.4.1施行・2年目施行)

用途	床面積の合計	建築物の環境配慮義務の省エネルギー基準適合		建築物環境性能表示	
		外皮(断熱・遮熱) (注4)	エネルギー消費量 (設備)(注5)	広告	工事現場
非住宅	10,000㎡以上	条例で義務化 (平成27年度～) (注2)(注3)	法により義務化 (平成29年度～)	条例により義務化 (平成24年度～)	条例により義務化 (平成30年度～)
	2,000㎡以上	条例により義務化 (平成30年度～) (注2)(注3)			
住宅	10,000㎡以上	条例により義務化(平成30年度～) (高さ60m超に限る)(注2)			
	2,000㎡以上				

(注1) 特定増改築に該当する場合、建築物省エネ法の適合義務が除外されるため、2,000㎡以上の場合には、条例で適合義務。

(注2) ● 内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く

● 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして規則で定める用途に供する建築物又は建築物の部分については、適用しない

(注3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号に規定する工場等の用途に供する建築物の部分を除く

(注4) 建築物省エネルギー法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合するよう、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

(注5) 建築物省エネルギー法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう、建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

## 改正の背景

政府は、平成28年5月に温室効果ガスの排出量を平成42年度に平成25年度比▲26.0%の水準とする地球温暖化対策計画を策定。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律により、平成29年度から2,000㎡以上の非住宅を新築、増築又は改築をする場合、エネルギー消費量の基準への適合を義務化



大阪府は、「建築物の環境配慮のあり方について」諮問した大阪府環境審議会からの答申を踏まえ大阪府温暖化の防止等に関する条例及び同条例施行規則を改正。

### 非住宅の外皮性能基準適合義務化対象の拡大

外皮性能の向上



#### 効果

- 長期的なランニングコストの削減
- 温室効果ガスの排出抑制
- 執務環境の向上
- 災害時にも暖房時の室温低下の抑制など室内環境維持効果が期待
- 建築物の外皮性能の向上は新築、増築又は改築する際には比較的対応が容易であるが、建築後の対応は困難
- 建築物省エネ法は1次エネルギー基準の適合義務のみだが、条例で外皮基準をカバー

### 一定規模の住宅の省エネルギー基準適合義務化

住宅の断熱化による外皮性能と省エネルギー性能の向上



#### 効果

非住宅での効果に加え、長く快適に住むことができ、暖かい住まいがヒートショックの予防にも繋がる。

## 改正詳細①(条例第16条関係)

改正前

延べ面積10,000㎡以上の非住宅に  
省エネ基準(外皮基準・1次エネルギー基  
準)適合義務



対象  
拡大

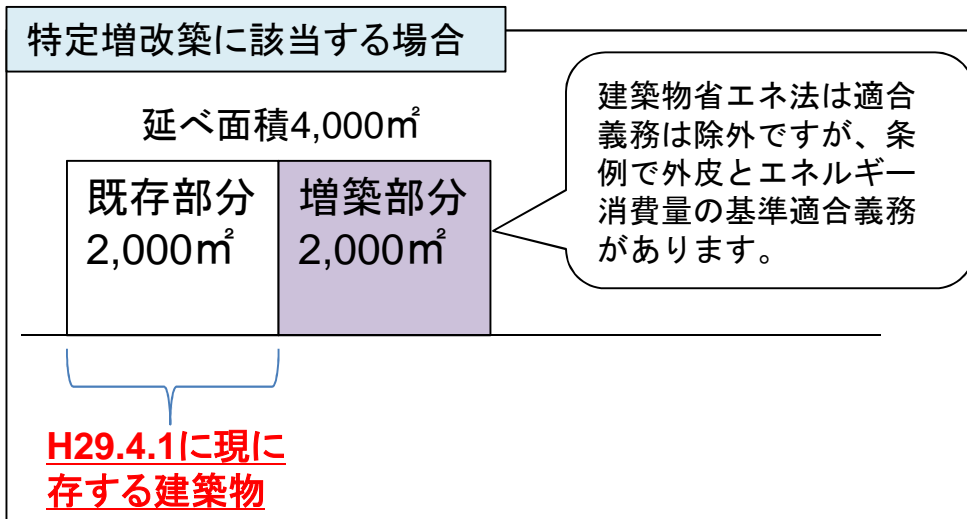
延べ面積2,000㎡以上の非住宅

延べ面積10,000㎡以上かつ  
高さが60mを超える住宅

●平成30年4月1日施行 (平成29年3月改正)

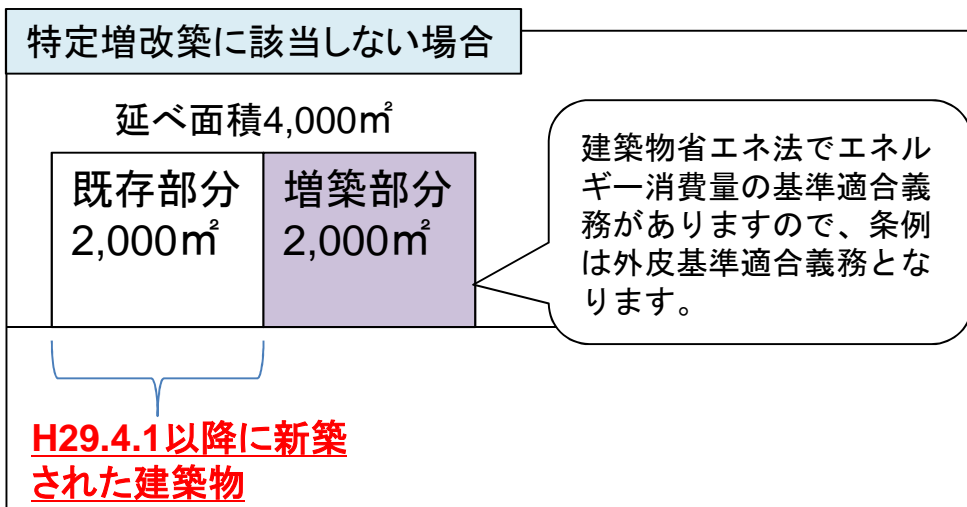
# 条例の解釈(特定増改築の場合)

(注1) 特定増改築に該当する場合、建築物省エネ法の適合義務が除外されるため、10,000(2,000)㎡以上の場合には、条例で適合義務。



・特定増改築に該当する場合、建築物省エネ法による基準適合義務がかからない。(1次エネルギー基準)

・条例は、元々適用除外がなく、10,000㎡以上の非住宅に省エネ基準(外皮基準と1次エネルギー基準)への適合義務としていた。  
→H30.4月からは2,000㎡以上



・そのため、府の条例はこの場合には、従来どおり「1次エネルギーの基準」に適合するような措置の義務があるとしている

(注2)

●内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く

●開放性が高い部分の床面積は、建築物省エネ法と同様に省エネ適合の対象となる算定面積から外す

●居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして規則で定める用途に供する建築物又は建築物の部分については、適用しない

●規則で定める用途は、  
建築物省エネ法第十八条第一号の政令で定める用途  
一 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途  
二 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途(壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。)



## 条例の解釈(適用除外、省エネ適合の基準) [資料1 P9,10]

(注3)建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号に規定する工場等の用途に供する建築物の部分を除く

工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの用途に供する建築物の部分を除く

(注4)建築物省エネルギー法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合するよう、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

(建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準)  
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イの基準

→外皮基準

(注5)建築物省エネルギー法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう、建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

(建築物エネルギー消費性能基準)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第1項第一号の基準

→1次エネルギー消費量基準

# 建築物環境性能表示(表示ラベル)の改正(条例21条関係)①

改正前

一定の広告をするとき建築物環境性能表示の義務及び表示の届出



改正後

一定の広告をするとき建築物環境性能表示の義務及び表示の届出

延べ面積2,000㎡以上の建築物の  
工事現場への環境性能表示義務

●平成30年4月1日施行（平成29年3月改正済み）

### 工事現場への建築物環境性能表示(表示ラベル)の表示義務化の効果

- (1) 建築物を新築する際の環境性能に関する情報を広く府民に知ってもらう。
- (2) 建築主に自主的かつ積極的な環境配慮の取り組みを促す。
- (3) 府民や特定建築物を購入しようとする人又は借りようとする人に対し、環境に配慮した特定建築物に関する選択肢を提供する。
- (4) 環境に配慮した建築物が高く評価される市場の形成を図る。

# 建築物環境性能表示(現在の表示ラベル)

現在の表示ラベルの内容について

- ①総合評価
- ②CO2削減
- ③省エネ対策
- ④みどり・ヒートアイランド対策
- ⑤再生可能エネルギー利用設備

(現在の表示ラベル)



# 建築物環境性能表示(平成30年4月1日以降のラベル)

平成30年4月1日より、工事現場の見やすい場所に表示ラベルの表示が義務化されます。  
 新たな表示ラベルの内容について(従来の広告表示も下のラベルにデザイン変更)

- ①総合評価
- ②CO2削減
- ③みどり・ヒートアイランド対策
- ④建物の断熱性 ⇒追加**
- ⑤エネルギー削減 ⇒追加**
- ⑥太陽光発電その他再生エネルギー利用
- ⑦自然エネルギー直接利用 ⇒追加**

ラベルの大きさ  
 縦17cm以上、横28cm以上  
 (A4版横サイズ程度)  
 カラーで表示してください。

(新ラベル)



# 建築物環境性能表示(表示ラベル)の改正について②-②

(大阪府が推奨するラベル)



ラベルの大きさ  
縦17cm以上、横28cm以上  
(A4版横サイズ程度)  
カラーで表示してください。

【推奨するラベルの記入例】 記載内容は、下記の項目(1つ以上)です。

○エネルギー削減率

「建築物の省エネ性能表示のガイドラインについて」(平成28年国土交通省告示第489号)  
非住宅の場合は、<https://www2.hyoukakyoukai.or.jp/bels/santei/> から作成できます。

○導入される環境配慮などの取組項目(自由記載)

屋上緑化、壁面緑化、ピオトープ、緑陰、二重サッシ、複層ガラス、真空ガラス、LED、BEMS、雨水利用、節水型機器、ライトシェルフ、自然換気システム、クールチューブ、耐震性1.25倍、免震、制震、かまどベンチ、マンホールトイレ、電気自動車スタンドなど

# 表示ラベルの評価項目について①

項目		評価結果	表示方法
総合評価	建築物環境性能効率 (BEE) (CASBEE 評価値)	S (BEE値3.0以上)	★★★★★
		A (BEE値1.5以上3.0未満)	★★★★☆
		B+ (BEE値1.0以上1.5未満)	★★★☆☆
		B- (BEE値0.5以上1.0未満)	★★☆☆☆
		C (BEE値0.5未満)	★☆☆☆☆
重点項目	CO <sub>2</sub> 削減 ライフサイクルCO <sub>2</sub> 排出率の削減 (LR3-1)	評価5	★★★★★
		評価4	★★★★☆
		評価3	★★★☆☆
		評価2	★★☆☆☆
		評価1	★☆☆☆☆
	みどり・ヒートアイランド対策 生物環境の保全と創出 (Q3-1) 敷地内温熱環境の向上 (Q3-3, 2) 温熱環境悪化の改善 (LR3-2, 2)	評価5	★★★★★
		評価4	★★★★☆
		評価3	★★★☆☆
		評価2	★★☆☆☆
		評価1	★☆☆☆☆
	建物の断熱性 建物の外皮の熱負荷抑制 (LR1-1)	評価5	★★★★★
		評価4	★★★★☆
		評価3	★★★☆☆
		評価2	★★☆☆☆
		評価1	★☆☆☆☆



## 表示ラベルの評価項目について②

重点項目	エネルギー削減 設備システムの効率化 (LR1-3)	評価5	★★★★★
		評価4	★★★★☆
		評価3	★★★☆☆
		評価2	★★☆☆☆
		評価1	★☆☆☆☆
	自然エネルギーの直接利用 (LR1-2)	学校(小中高)・集合住宅の評価3以上 又は、上記以外の用途で、評価4以上の 場合	★
		学校(小中高)・集合住宅の評価2以下 又は、上記以外の用途で、評価3以下の 場合	☆
評価項目	太陽光発電設備その他再エネ	導入する場合	★
		導入しない場合	☆



# 大阪府の重点評価について①

現在

大阪府建築物環境配慮評価システム 2017年版				受付番号	H29-0000	
大阪府の重点評価(結果)				Osakafu-新築・既存 2017V1.0		
【建物概要】	建物名称	(仮称)〇〇マンション				
	建設地	〇〇市〇〇町〇〇1-1-1				
	用途/区分	集合住宅				
【評価結果】	CASBEE 総合評価	★★★★☆	A			
	CO2削減	★★★★☆	4			
	省エネ対策	★★★★☆	4			
	みどり・ヒートアイランド対策	★★★★☆	4			
再生可能エネルギー 利用施設の導入状況	太陽光発電	○	風力	—	地熱	—
	太陽熱利用	—	水力	—	バイオマス	—
エネルギー消費量の報告			対象外			
【評価項目】						
省エネルギー対策	① CO2削減					
	② 省エネ対策					
項目	評価内容	スコア	評価			
① CO2削減	CASBEE「LR3-1」のスコアによる評価	4.0	4			
② 省エネ対策	外皮性能	CASBEE「Q1-2, 1, 2」のスコアによる評価	4.0	4		
	建物外皮の熱負荷抑制	CASBEE「LR1-1」のスコアによる評価	4.0			
	自然エネルギーの利用	CASBEE「LR1-2」のスコアによる評価	4.0			
	設備システムの高効率化	CASBEE「LR1-3」のスコアによる評価	4.0			
	効率的運用	CASBEE「LR1-4」のスコアによる評価	4.0			
	水質確保	CASBEE「LR2-1」のスコアによる評価	4.0			
みどり	エネルギー消費の実態把握に努める	エネルギー消費量の実績を3年間報告する。	報告する 報告しない	-		
ヒートアイランド対策	③ みどり・ヒートアイランド対策					
項目	評価内容	スコア	評価			
生物環境の保全と創出	CASBEE「Q3-1」のスコアによる評価	4.0	4			
敷地内温熱環境の向上	CASBEE「Q3-3, 2」のスコアによる評価	4.0				
温熱環境悪化の改善	CASBEE「LR3-2」のスコアによる評価	4.0				
その他						
	技術の名称	考慮事項				
先進的技術の導入						
特に配慮した事項						

H30年度以降

大阪府建築物環境配慮評価システム 2018年版				受付番号	H30-0000	
大阪府の重点評価(結果)				Osakafu-新築・既存 2018V1.0		
【建物概要】	建物名称	〇〇住宅新築工事				
	建設地	〇〇市〇〇町〇〇1-1-1				
	用途/区分	集合住宅				
【評価結果】	CASBEE 総合評価	★★★★☆	B+			
	① CO2削減	★★★★☆	3			
	② みどり・ヒートアイランド対策	★★★★☆	3			
	③ 建物の断熱性	★★★★☆	3			
④ エネルギー削減	★★★★☆	3				
⑤ 自然エネルギー直接利用		—				
再生可能エネルギー 利用施設の導入状況	太陽光発電	○	風力	—	地熱	—
	太陽熱利用	—	水力	—	バイオマス	—
エネルギー消費量の報告			対象外			
【評価項目】						
項目	評価内容	スコア	評価			
① CO2削減	CASBEE「LR3-1」のスコアによる評価	3.0	3			
② みどり・ヒートアイランド対策	生物環境の保全と創出	CASBEE「Q3-1」のスコアによる評価	2.0	3		
	敷地内温熱環境の向上	CASBEE「Q3-3, 2」のスコアによる評価	3.0			
	温熱環境悪化の改善	CASBEE「LR3-2, 2」のスコアによる評価	3.0			
③ 建物外皮の熱負荷抑制	CASBEE「LR1-1」のスコアによる評価	3.0	3			
④ 設備システムの高効率化	CASBEE「LR1-3」のスコアによる評価	3.0	3			
⑤ 自然エネルギー利用	CASBEE「LR1-2」のスコアによる評価	2.0	—			
	エネルギー消費の実態把握に努める	エネルギー消費量の実績を3年間報告する。	報告する 報告しない	-		
その他						
	技術の名称	考慮事項				
先進的技術の導入						
特に配慮した事項						



重点P4

# 大阪府の重点評価について②

大阪府建築物環境配慮評価システム 受付番号 H30-0000

大阪府の重点評価入力シート Osaka府-新築- 年度 2018V1.0

【建物名称・建設地】 建物名称 ○○住宅新築工事  
建設地 ○○西○○南○○1-1-1

CASBEE総合評価 B+

CASBEE評価値 1.0

用途別面積

■用途1: 主用途: 集合住宅	延床	3360.0	m <sup>2</sup>
■用途2: 用途者	延床		m <sup>2</sup>
■用途3: 用途者	延床		m <sup>2</sup>
■用途4: 用途者	延床		m <sup>2</sup>
■延床合計	計	5008.00	m <sup>2</sup>

主用途

【評価項目】

項目	評価項目	入力内容	評価
1) CO2削減率	CASBEE「LR0-1」のスコアによる評価	3.0	3
2) 省エネルギー ポイント アップ目標	建築物の省エネルギー	2.0	3
	建物内環境指標の向上	3.0	
	建築環境省エネの改善	3.0	
3) 建築物の省エネルギー	CASBEE「LR1-1」のスコアによる評価	3.0	3
4) 省エネルギーの削減率	CASBEE「LR1-2」のスコアによる評価	3.0	3
5) 省エネルギー削減	CASBEE「LR1-2」のスコアによる評価	2.0	—
エネルギー消費の削減率に努める	エネルギー消費削減の実績を2年間報告する。	報告しない	報告しない

再生可能エネルギー利用設備の導入状況

再生可能エネルギー利用設備の導入状況				その他先進的技術の導入	
種類	有無	種類	有無	技術の名称	考慮事項
太陽光発電	○	地熱	—		
太陽熱利用	—	バイオマス	—		
風力	—		—		
水力	—		—		

特に配慮した事項

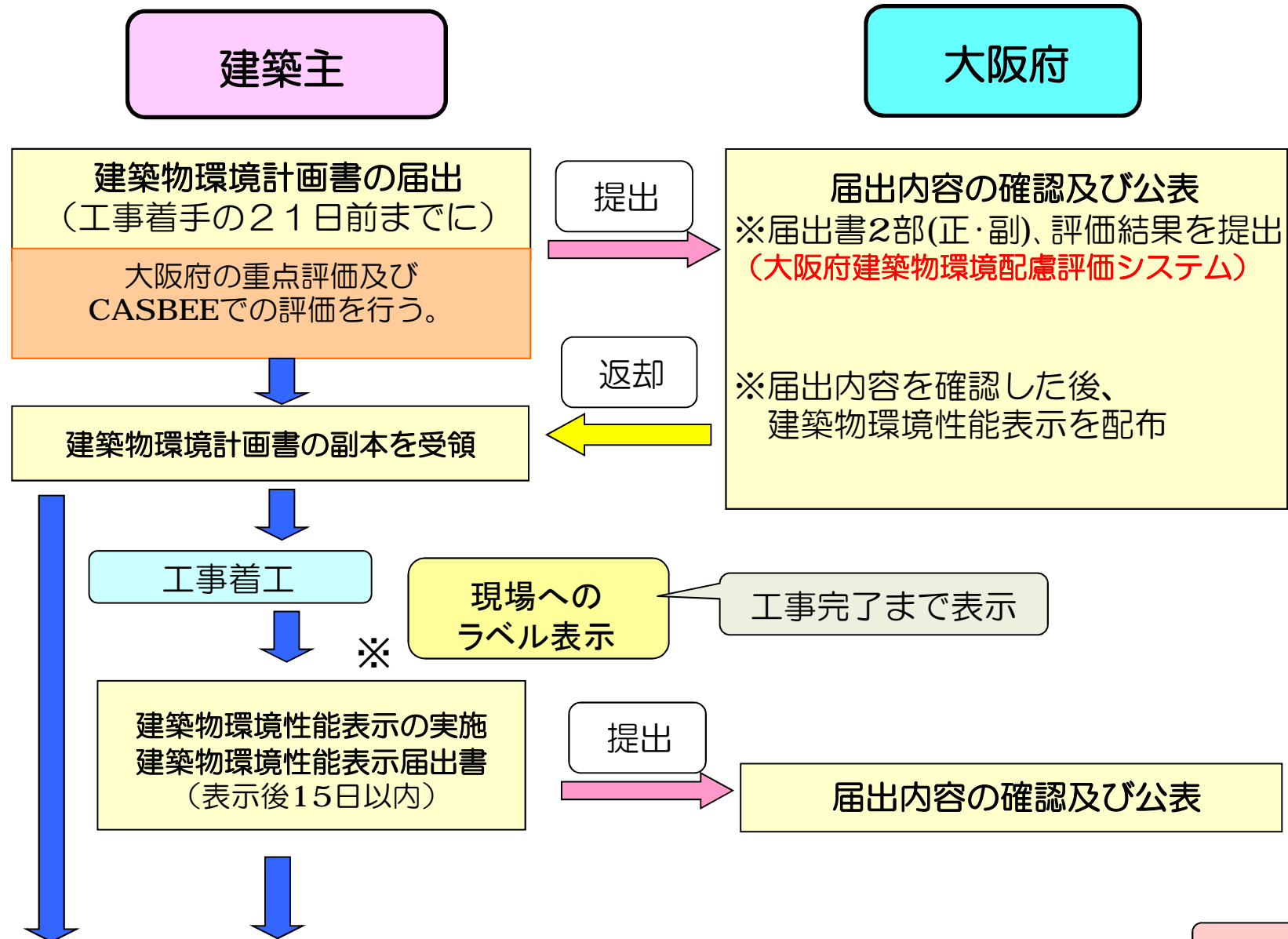
大阪府では、「CASBEE-建築(新築)」により評価を行っていただきました評価結果に基づき、重点的に評価する取り組みについて再評価を行っていただきます。

H30年度からは、重点評価のシートも一部改正されます。

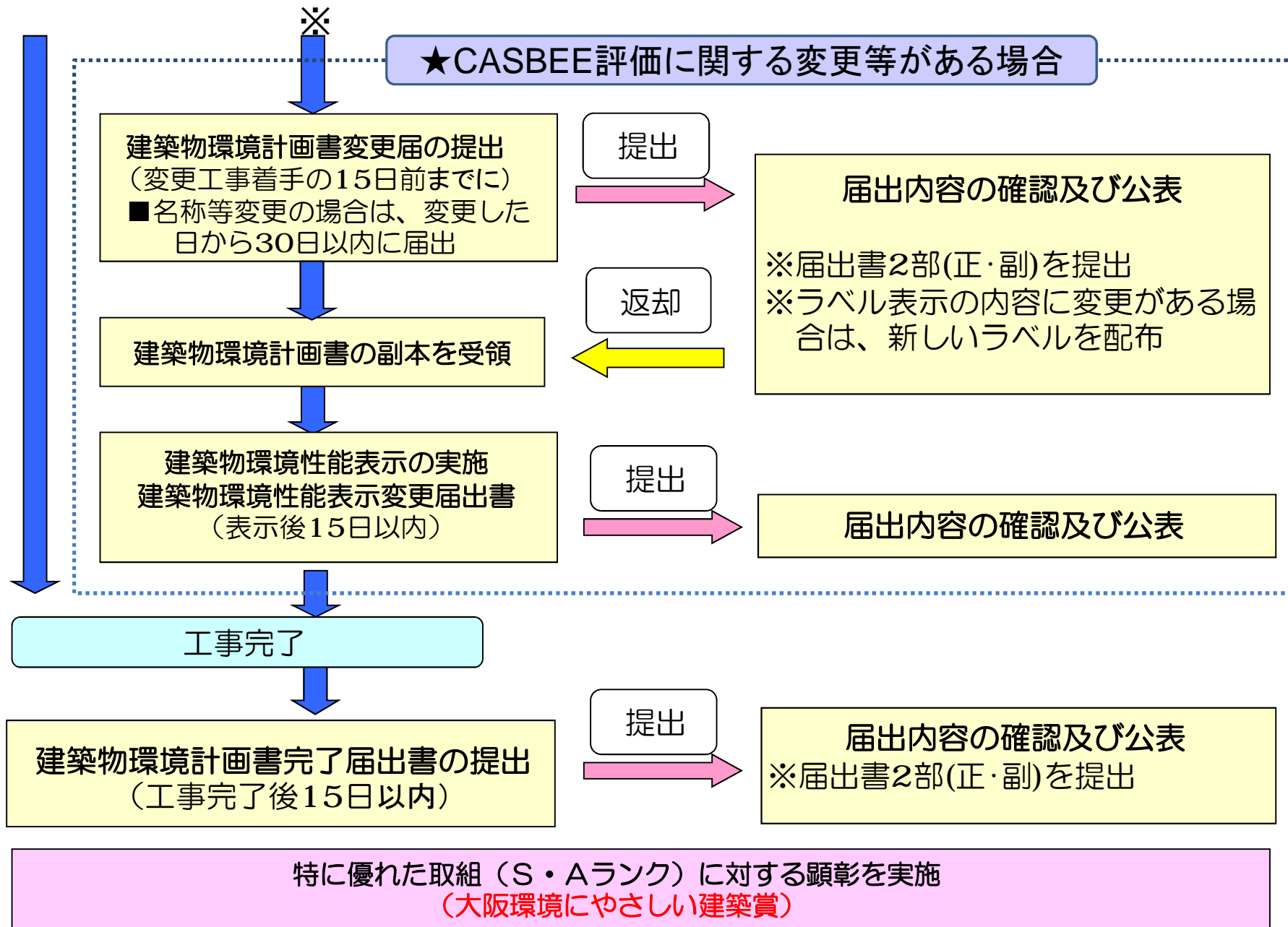
LR1-2  
主用途が学校(小中高)・集合住宅の場合: 評価3以上の場合「○」  
その他の用途では、評価4以上の場合「○」  
それ以外の場合は、「—」と表示されます。

色欄について、プルダウンメニューから選択、または数値・コメントを記入のこと

# 建築物環境計画書の届出の流れ【前半】



# 建築物環境計画書の届出(条例第17条)の流れ【後半】



## 主な建築物(抜粋)

(国宝や重要文化財等)

- 国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物
- 重要美術品等として認定された建築物
- 景観重要建造物として指定された建築物

(仮設建築物)

- 建築基準法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物であって、その建築物の工事を完了した後3月以内であるもの又は同条第3項の許可を受けたもの
  - 建築基準法第85条第2項に規定する事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
  - 建築基準法第85条第5項の規定による許可を受けた建築物
- ※建築物省エネルギー法施行令第7条第2項各号に掲げる建築物及びこれらに準ずる建築物とする。

# 届出概要の公表について(条例第17条関係)

○条例第17条の建築物環境計画書の届出概要について、ホームページで情報を掲載しています。

[http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi\\_shinsa/casbee\\_index\\_html/casbee\\_page11.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/casbee_index_html/casbee_page11.html)

公表対象は条例で省エネ基準の適合義務のある建築物



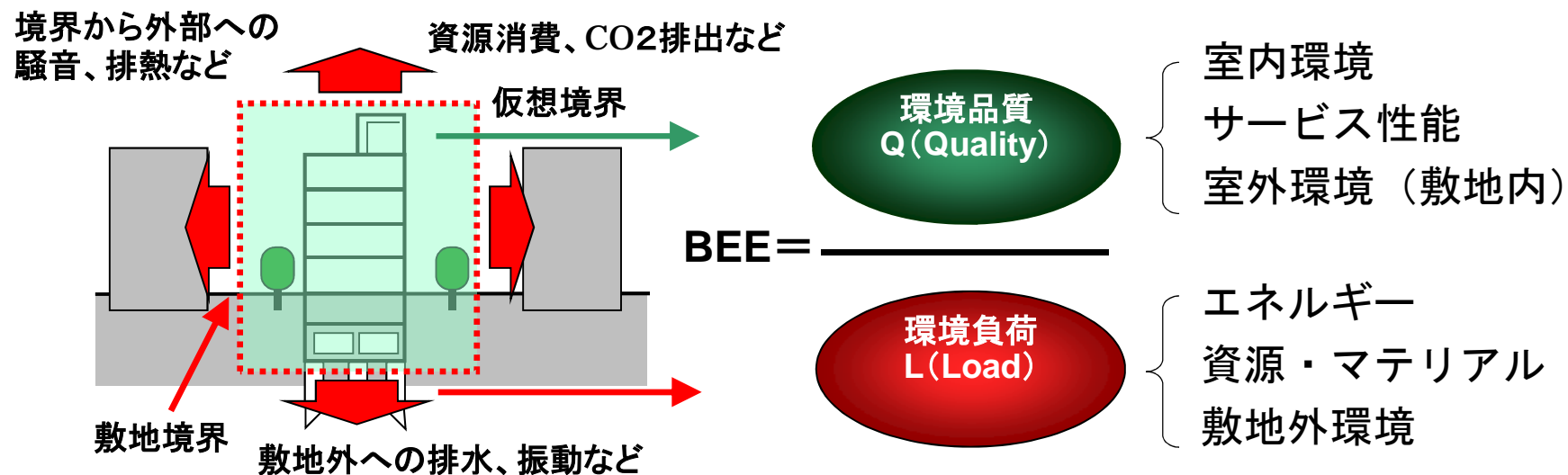
No.	建築物名称	建築主	所在地	主用途	評価	結果シート	再生可能エネルギー利用設備	省エネ基準適合状況	性能表示	完了	更新情報
○	〇〇マンション新築工事	〇〇	〇〇市	集合住宅	B+	PDF	太陽光発電	-	PDF	H27.8	H27.8
□	□□株式会社新社屋	□□	□□市	事務所	A	PDF	太陽光発電・風力発電	○	PDF	H27.9	H27.9
△	〇〇病院新築工事	△△	△△市	病院	B+	PDF		×	PDF	H28.3	H28.3

○: 適合  
×: 不適合  
-: 対象外

# CASBEE(建築環境総合性能評価システム)とは

Comprehensive Assessment System for Built Environmental Efficiencyの略  
国土交通省の主導の下、2001年4月に(一財)建築環境・省エネルギー機構内に設置された委員会において開発され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている

より良い環境品質(Q)の建築物を、より少ない環境負荷(L)で  
実現するための評価システム





## ○注意点

- ・啓発に力点を置いた制度であり、頑張っていたことで少し上のレベルを目指すことができるもの。
- ・建築主の自己評価結果を大阪府に届けるものであり、大阪府が審査を行い、基準に適合しているとして許可や承認を行うものではない。
- ・大阪市内、堺市内を除き、**着工予定日の21日前までに大阪府**に届け出る必要がある。（大阪市⇒独自条例 堺市⇒事務委譲）
- ・届出をしなかった場合や虚偽の届出を行った場合は、**勧告**、**公表**の対象。
- ・府条例で求める省エネ基準は、その適合状況を府ホームページで公表する。
- ・届出の際は、評価の根拠となる資料を添付し、口印など、確認しやすいものとする。



## 顕彰について(条例第37条)

特に優れた取組を「**おおさか環境にやさしい建築賞**」として、表彰しています。



大阪府と大阪市が共催で、他の模範となるような、特に環境配慮に優れた取組みをした建築主・設計者等を表彰しています。

ご清聴ありがとうございました